

令和元年第6回
箕面市農業委員会総会会議録
令和元年6月18日（火）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和元年6月18日(火)

午後1時30分から午後2時50分まで

2. 出席委員(21名)

1番	阪本 喜代治	2番	二石 博昭	3番	神代 繁近
4番	乾 敏雄	5番	西田 茂信	6番	稲野 実
7番	清水 哲朗	8番	笹川 悦子	9番	稲垣 恵一
10番	小路 一男	11番	辻元 利治	12番	北田 榮次
13番	野口 博史	14番	加藤 博一	15番	神田 隆生
16番	仲野 良次	17番	佐茂 仁士	18番	大住 勝
19番	松井 正義	20番	橋本 正	21番	上田 春雄

3. 欠席委員 なし

4. 会議録署名委員 7番 清水哲朗 8番 笹川 悦子

5. 出席事務局職員

事務局長 藤田 豊、課長 佐治 功、グループ長 松本 雅治
参事 尾崎 竜太郎、中井 正美

6. 議事日程

第26号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第27号議案 農用地利用集積計画の作成の件
報告第23号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第24号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第25号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第26号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第27号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報告第28号 農地等状況報告の件

令和元年第6回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議長 それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年第6回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
座らせていただいて、進行させていただきます。
この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものといたします。
希望者はありません。

事務局局長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
事務局 出席状況をご報告いたします。本日は、欠席はなく、委員21名中、出席委員は21名となっており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

議長 それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員長 異議なし。

議長 それでは7番の清水委員さんと、8番の笹川委員さんをお願いいたします。

事務局局長 次に、日程第2、第26号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件について議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第26号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。
議案書は1ページ、参考資料については1ページからなっています。
買取りの申し出をされる土地は、西宿■■■■■、地目は台帳・現況共に田、面積は■■■■■平方メートルです。
主たる従事者は、■■■■■氏で、申出をする者との関係は、■■■■■となっています。
申出人は、■■■■■氏です。
申出事由は、死亡で、申出事由が生じた日は、平成31年4月16日です。
以上、第26号議案のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、橋本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

橋本委員 第26号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。
申請地の場所は、萱野中央■■■■■東側■■■■■
■■■■■東側で南北に走る道路にある農地です。
申請人の■■■■■、■■■■■氏は、これまで耕作を続けてこられました
が、平成31年4月16日にお亡くなりなられ、長男である■■■■■

橋本委員

■■■■氏が、買取申し出のために、■■■■氏の農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は■■■■氏本人が、家族の手伝いを受けながら、主として耕作をされていたことを確認しました。

主たる従事者の証明書の発行には問題はないものと思います。なお、現地調査において、雑草が繁茂しており除草指導を行ったことを申し添えます。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきまして原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件につきまして、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第27号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第27号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、粟生外院■■■■、地目は台帳・現況共に田、面積は■■■■平方メートルです。

申出者(借り手)の住所は、■■■■
■■■■氏、職業は■■■■です。

申出者(貸し手)は、■■■■
氏、設定する利用権の種類は、使用貸借権、設定期間は、公告日から令和4年3月31日までです。

以上、第27号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、小路委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

小路委員

第27号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■の交差点を北へ300メートルほど行ったところの西側、■■■■の南西にある1筆の農地です。

申請地におきましては、今年の5月末まで、別の耕作者である■■■■氏が利用権設定を受け、今回借り手となる■■■■氏と共同で耕作を行っておられましたが、■■■■氏が諸事情から耕作を続けられないとのことで、この度、■■■■氏が申出人となって、貸し手の■■■■氏と、引き続き利用権設定をすることとなりました。

小路委員

た。

農機具は草刈機をお持ちで、農地まで車で15分程度、協力者2人と年に160日ほど、農業に従事されるとのことです。

作付けとしては、野菜の栽培を計画されており、水については、雨水を利用します。

これまでも耕作をしっかりとやられてきておりますので、引き続き、農業を行っていくものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします。

次に日程第4、報告第23号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

報告第23号、専決処理の報告の件農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は5ページからでございます。

届出地は、西宿[]、地目は、台帳田、現況畑、面積[]平方メートルです。届出人は、[]氏、職業は[]、転用目的は、野外駐車場及び野外駐輪場です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規定第3条の規定により、令和元年5月21日に専決し、処理するもでございます。

以上、報告第23号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、橋本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

橋本委員

報告第23号につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は小野原豊中線西宿[]西側、約100メートルの住宅地の中にある農地の1筆です。

申請人の[]氏は、この[]平方メートルの土地について、隣接する自己所有の宅地の専用駐車場及び駐輪場に転用しようとするものです。

北側は里道、西側は自己所有の宅地、南側は道路、東側は自己所有地となっており農地への悪影響はありません。

なお、雨水は道路側溝へ放流し、水利についても地元水利組合の承

橋本委員

諾を得ています。

議長

以上で調査内容の報告を終わります。

次に日程第5、報告第24号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

報告第24号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地は、牧落■■■■■■■■■■、地目は台帳・現況共に田、面積■■■■■■平方メートル、他1筆、合計面積は■■■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■■■■■■■、転用目的は、野外駐車場です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規定第3条の規定により、令和元年5月28日に専決し、処理するもでございます。

以上、報告第24号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、清水委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

清水委員

報告第24号につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、国道171号■■■■■■■■■■から南へ約30メートル東側の農地2筆です。

申請人の■■■■■■■■■■氏は周囲が宅地開発されていることから、■■■■■■■■■■の■■■■■■平方メートルを野外駐車場に、桜井■■■■■■■■■■の農地を野外駐車場の進入路に転用しようされるものです。

また、当該2筆は牧落と桜井と地名は異なりますが隣接する土地となっています。

土地の北側は、マンション、南側は墓地、東側は自己所有の農地、西側は自己所有の宅地となっています。

進入路及び野外駐車場は盛り土をして碎石敷きとされ雨水は自然浸透となっており、周辺の農地への影響はないものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第6、報告第25号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

報告第25号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地は、稲■■■■■■■■■■、地目は台帳は畑、現況は宅地、面積■■■■■■平方メートル。

事務局

届出人は、[redacted]氏、職業は[redacted]、転用目的は、居宅の庭です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規定第3条の規定により、令和元年5月28日に専決し、処理するもでございます。

以上、報告第25号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきましては、乾委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

乾委員

報告第25号につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、国道171号[redacted]から南へ約100メートル東側にあります。

申請地につきましては、隣接する自己所有の宅地とあわせて、高さ120センチメートルほどのブロック塀で囲われており、自宅の庭として使用されている状況です。

申請人の[redacted]氏は、平成26年7月8日に相続により所有権を移転されており、従前から当該2筆をブロック塀で囲われていたため、農地法上許可を受けなければならないことの認識がなかったことから届出を出しておらず、今回始末書を添付のうえ、4条の転用届出を提出されたものです。

北側は他人の農地、東側、南側は市道、西側は宅地となっておりますが、現在まで問題なく経過してきており、周囲の農業経営に影響はありません。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第7、報告第26号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

報告第26号、専決処理の報告の件農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地は牧落[redacted]、地目は台帳は畑、現況は雑種地、面積[redacted]平方メートルです。

届出人は、[redacted]氏、職業は[redacted]、転用目的は、野外駐車場です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規定第3条の規定により、令和元年6月7日に専決し、処理するもでございます。

以上、報告第26号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、事務局から調査内容の報告をお願いいたします。

事務局

報告第26号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地につきましては、すでに野外駐車場として年月が経過していることから、担当地区の農業委員さんに内容を説明のうえ、事務局で現地調査を行いました。

事務局

申請地の場所は、国道171号 [] から西へ100メートル [] を80メートルほど入った南側の土地です。

申請人の [] 氏は、22年前に周囲が宅地開発されていることから、駐車台数10台の野外駐車場をつくっており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、届出をしておらず、今回、始末書を添付のうえ、4条の転用届出を提出されたものです。

周辺につきましては、北側は道路、西側は宅地、南側・東側に水路がありますが、雨水については、西側の側溝から北側の道路側溝に接続し放流されています。

現在まで問題なく経過してきており、周囲の農業経営に影響はありません。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第8、報告第27号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

報告第27号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は新稲 []、地目は、台帳は畑、現況は宅地、面積 [] 平方メートル他1筆、計2筆で、合計 [] 平方メートルです。

譲受人は []

氏、職業は []、譲渡人は、 []

、転用目的は戸建住宅です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規定第3条の規定により、令和元年5月23日に専決し、処理するもでございます。

以上、報告第27号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲垣委員

報告第27号について、調査内容をご報告いたします。

申請に係る農地の場所は、新稲 [] の [] から東へ約100メートル、北へ100メートルの西側の2筆の農地です。

譲渡人は、 [] 氏で、譲受人の []

氏が戸建て住宅を建築するとのことです。

周辺につきましては、北・西側は、譲渡人所有の倉庫及び自宅の庭、南側は他人の所有分譲地、東側は市道となっております。

雨水・汚水・雑排水については、それぞれ東側の市道の側溝・公共下水道に放流され、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第9、報告第28号、農地等状況報告の件を議

議長

題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、各委員さんから補足も含めまして報告をお願いいたします。

北田委員からお願いします。

北田委員

■■■■氏の農地、上止々呂美■■■■は利用権設定の手続き中であった■■■■氏が体調不良により利用権設定が困難になり、地域の農業者に耕作を依頼中です。

■■■■氏の農地、上止々呂美■■■■他は■■■■氏が地域の農業者の手伝いを受けて耕作を開始しました。■■■■氏の農地、上止々呂美■■■■他は、次の借手を募集中です。

議長

次に、大住委員お願いします。

大住委員

■■■■氏の農地ドライブウェイ横は車道へ影響が出ないよう観察を続けます。

■■■■氏の農地、西小路■■■■は、栗の木の枝が少し駐車場へ出ており、自宅を訪れ、関係者に枝払いを依頼しました。

■■■■氏の農地、西小路■■■■他は、中央部のみ除草しました。自宅を訪れ、除草の指導を行いました。出来る範囲で行うとのことです。

議長

次に、清水委員お願いします。

清水委員

概ね良好に管理されています。

議長

次に、佐茂委員お願いします。

佐茂委員

■■■■氏の農地、桜■■■■は桜の木が大きくなり伐採を指導しました。除草も業者に依頼しているとのことだが、不十分で指導を続けます。

議長

次に、稲垣委員お願いします。

稲垣委員

■■■■氏の農地、新稲■■■■は市へ寄附の手続き完了です。

■■■■の農地、新稲■■■■は一部未除草です。指導を続けます。

議長

次に、乾委員お願いします。

乾委員

■■■■氏の農地、萱野■■■■は雑草繁茂。除草を再度指導するも変化ありません。6月初めに文書を投函しました。

議長

次に、橋本委員お願いします。

橋本委員

■■■■氏の農地、西宿■■■■は除草と大木伐採を再指導したが未実施です。体調が悪く、業者に依頼しているとのことです。指導を続けます。

■■■■氏の農地、西宿■■■■は除草完了です。

■■■■氏の農地、萱野■■■■は除草繁茂状態です。農協に除草を依頼中です。

議 長
辻元委員

次に、辻元委員お願いします。
[]氏の農地、白島[]他は雑草が生えてきて
いるが、耕起の時期なので今しばらく経過観察していきます。
[]氏の農地、外院[]、[]平方メートル
は、生産緑地だが、未だ駐車場のままである。指導を継続します。

議 長
松井委員
議 長
小路委員

次に、松井委員お願いします。
概ね良好に管理されています。
次に、小路委員お願いします。
[]氏の農地、粟生外院[]は除草完了です。
[]氏の農地、粟生外院[]は、雑草繁茂状態
です。シルバー人材センターに除草依頼しており、順番待ちとのこ
とです。指導を続けます。

議 長
稲野委員
議 長
加藤委員
議 長
仲野委員

[]氏の農地、粟生外院[]は、雑草繁茂状態で
7割除草済みです。再度指導を続けます。
次に、稲野委員お願いします。
概ね良好に管理されています。
次に、加藤委員お願いします。
概ね良好に管理されています。
次に、仲野委員お願いします。
[]氏の農地、粟生間谷西[]他は少しずつ除草を
進めています。経過観察していきます。

議 長
西田委員

[]子氏の農地、粟生間谷西[]他はヒバが巨木
化、及び雑草繁茂状態です。除草方法について調整中です。
[]氏の農地、粟生間谷西[]他は、雑草繁茂状態
です。指導し、しばらく様子を見ます。
次に、西田委員お願いします。
[]氏の農地、粟生間谷東[]、[]氏の農地、
粟生間谷東[]小作者、[]氏は雑草繁茂、今後、指導
を行います。

議 長

ただ今の各委員、各地区からの報告につきまして、何かござい
ますでしょうか。
ないようですので、以上で本日の会議日程は全部終了いたしま
した。
事務局より何か連絡事項等がございますか。
他に何かございませんか。
ないようですので、これをもちまして令和元年第6回箕面市農
業委員会総会を閉会いたします。
(午後2時50分閉会)

上記は、令和元年第6回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長 阪本喜代治

署名委員 清水哲郎

署名委員 逆川悦子